

【豊中市学校給食における食物アレルギー対応食(卵除去食)提供早見表】

	食物アレルギー対応食(卵除去食)
対象食品	除去できるもの 卵(鶏卵・うずら卵) 
基準	①アレルギーが、卵(鶏卵・うずら卵)のみであること ※ただし学校給食で使用しない食材がアレルギーである場合は対応食の提供は可能です ※学校給食で使用しない食材:【えび、かに、くるみ、そば、落花生(ピーナッツ)、アーモンド、あわび、いくら、カシューナッツ、キウイフルーツ】 ②食物アレルギーと医師から診断され、家庭でも食事制限をしていること ③コンタミネーションによる発症の危険がなく、給食調理場での調理対応が可能なこと ④年に1回、医師が診断した【様式2】「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を提出するとともに、保護者と学校は連絡・確認を行い、必要に応じて面談すること ⑤専用ケース等の表面に該当児童生徒の学校名・クラス・児童生徒名等を表示することが可能なこと
調査	要 提 出 【様式1】学校における食物アレルギー対応について(転入生対象) ※新入生は、【様式1】の内容を基に電子申込にて調査を実施
医師の診断	要 提 出 【様式2】学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) ★新規・継続の場合は年度毎に医師の診断が必要です
申込	要 提 出 【様式A】食物アレルギー対応食 申込み書(新規・継続・転入) 【様式B】家庭における食物アレルギー対応の程度(保護者記入) ★食物アレルギー対応食提供を希望する場合、面談を実施します
決定	【様式C】学校給食食物アレルギー対応食提供実施決定通知書 教育委員会より学校を通じて保護者に送付
提供	給食実施全日程、専用容器に入れて提供 ★毎日対象者本人が配膳室に取りに行く ★単独調理校についてはP12 参照